

行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例

令和5年2月1日

条例第2号

(設置)

第1条 行田羽生資源環境組合（以下「組合」という。）が発注する新ごみ処理施設の整備及び運営業務を行う事業者（以下「事業者」という。）の選定に当たり、競争性及び公正性を確保し、客観的な審査及び評価を行うため、行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を管理者に答申する。

- (1) 事業者の選定方法に関する事項
- (2) 事業者の選定基準に関する事項
- (3) 事業者からの提案の審査に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の選定に当たり管理者が必要と認める事項

2 事業者の選定方式として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札方式を行う場合は、委員会の意見は、同条第4項及び第5項に規定する学識経験を有する者（次条において「学識経験者」という。）の意見聴取を兼ねるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 構成市職員
- (3) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、管理者が委嘱し、又は任命した日から組合が事業者と契約を締結した日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから管理者が指名する者をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、管理者が行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出若しくはその他必要な協力を求めることができる。

5 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により委員会を招集することができない場合においては、書面協議により、会議の開催に代えることができる。

6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第3項中「出席委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(委員の責務)

第7条 委員は、公平かつ公正に審査及び評価を行わなければならない。

2 委員は、審査事項に関して利害関係を有する場合は、その議事に参加することができない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務施設課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、組合が事業者と契約を締結した日限り、その効力を失う。